

## 海外旅行での医薬品の携帯

Q：近く海外旅行を予定しています。現在通院中で薬を服用していますが、薬を持っていけるのでしょうか。痛み止めの薬はは麻薬だといわれていますが、大丈夫でしょうか。

A：外国への薬の持ち込みに関するトラブルが発生しています。入国先によって規制が異なるため、入国先の在日外国公館で確認するのが確実です。また、税関での不要なトラブルを避けるためにも、主治医に英文の薬剤証明書を発行してもらい、本人が携帯することが良いでしょう。

### 1 はじめに

業務の国際化、休暇の長期化、交通手段の発達などに伴い、大変多くの人々が海外へ出かけるようになりました。しかも、隣の町へでも行くように、意外と気軽に。もちろん、その中には持病の治療のために薬を服用・使用中の人も多いでしょう。

結論から言えば、かぜ薬・頭痛薬・下痢止めなどの常備薬は、市販薬はもちろん、病院からの処方薬も個人的に携帯することは問題ありませんが、麻薬・向精神薬をはじめとして、海外渡航時には注意を必要とするものがあります。なぜなら、麻薬・向精神薬を持参して出・入国することは、即ち、麻薬・向精神薬を輸出・入することになるからです。

国際的には、麻薬については1961年の「麻薬に関する単一条約」があり、向精神薬については1971年の「向精神薬に関する条約」がありますし、わが国では「麻薬及び向精神薬取締法」により輸出・入を含めた取り扱いが厳しく規制されています。その中で、特に所定の申請・書類が整っている場合のみ、自己疾患のためのこれら薬品の携帯が例外的に許されています。

### 2 麻薬

自己の疾患の治療のため、麻薬を服用中の患者の携帯による出国・入国は、「麻薬携帯輸出（輸入）許可申請書」による申請後、地方厚生局長（下記）の許可を受けた場合にのみ認められます。この場合、携帯する麻薬の量に制限はありませんが、申請時に麻薬処方量を記載した医師の診断書が必要です。

・ 申請に必要な書類

① 医師の診断書 1部

患者（申請者）の住所、氏名、麻薬の施用を必要とする理由、1日当りの麻薬処方量を記載した診断書

② 麻薬携帯輸出許可申請書 1部（麻薬携帯で日本から出国する時に必要）

③ 麻薬携帯輸入許可申請書 1部（麻薬携帯で日本に入国する時に必要）

・ 提出先

- ① 申請者の住所を管轄する地方厚生局麻薬取締部
- ② 入院中の場合は、病院・診療所を管轄する地方厚生局麻薬取締部（または上記①）
- ③ 海外在住の場合は、入国予定の空港を管轄する地方厚生局麻薬取締部

・ 提出期限

申請書の送付および許可書の送付に要する期間を考慮し、出国日または入国日の2週間前までに提出してください。時間的余裕がないときは当該の地方厚生局麻薬取締部に電話にてご相談ください。

北海道厚生局麻薬取締部

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

Tel. 011-726-3131

申請書類に不備がなく、許可が下りた場合には、麻薬携帯輸入（輸出）許可書（日本語で書かれたもの）と麻薬携帯輸入（輸出）許可書（英語で書かれたもの）の各1通が交付されますので、出国・入国時に税関で提示してください。この際、必ず申請した患者さん本人が、携帯して麻薬を輸出（輸入）しなければなりませんので、特に注意してください。

渡航先においては日本と異なる規制を行なっている場合があります。携帯輸出入の可否など不明な点は、各国の在日大使館などにお問い合わせください。

### 3 向精神薬

「麻薬及び向精神薬取締法」で指定された向精神薬を処方されている患者さんが、自己の疾患の治療のために向精神薬を携帯して出国・入国する際は、これらの薬剤の輸出・輸入とみなされますので以下の注意が必要です。向精神薬は麻薬とは違い、注射剤以外の医薬品で携帯する量が別表「出入国時に手続きが不要な向精神薬の上限量」に示す量を超える場合と、注射剤として携帯する場合には所定の書類を所持することが必要となります。

ここで言う「書類」とは、「処方箋の写し」や「患者の氏名および住所ならびに携帯を必要とする向精神薬の品名および数量を記載した医師の証明書」などの自己の疾患治療のために携帯し輸入（または輸出）する必要があることを証明する書類をいいます。また、郵便による輸出・輸入および知人などに託して向精神薬を輸出・輸入は禁じられています。

- ・ 注射剤以外の向精神薬
  - 1) 総量が別表に示す量以下の場合 → 手続き不要
  - 2) 総量が別表に示す量を超える場合 → 「書類」所持
- ・ 注射剤の向精神薬 → 「書類」所持

### 4 米国に医薬品を持ち込む際の注意

日本旅行医学会は、日本人が米国に医薬品を持ち込む際の注意事項（緊急アラート）をホームページで掲載し、注意を喚起しています。習慣性を持つ薬や医療用の麻薬（咳止め、

利尿剤、心臓薬、鎮痛剤、睡眠剤、抗うつ剤など）では、次の手続きが必要です。

- ① 薬剤や類似物は、適切な表示が必要です。
- ② 滞在に必要な量と予備だけを持参してください。
- ③ 使用法などの指示を明記した主治医からの英文証明書が必要です。
- ④ 必ず税関で申告してください。
- ⑤ 連絡の取れる主治医の電話番号も明記してください。

米国の麻薬取締法の分類で、第1群（ヘロイン、マリファナ、LSDなど）の所持は犯罪となります。第2～5群の薬剤を携帯する場合には、主治医による英文の薬剤証明書を所持し、申告することが連邦法で定められていますので、自己使用が目的で他人への譲渡などの意図がないことを明確に記載し、品名・数量・医師の氏名・住所・連絡方法とそのサインが最低限必要です。また、フルニトラゼパム製剤（サイレース、ロヒプノールなど）は、日本では第2種向精神薬として規制されていますが、日常診療では汎用されています。一方、米国では1996年以降、量に関係なく一切の持込が禁止されており、所持していた場合に懲役刑を科されたケースもあるので、他の同効薬に変更したほうが良いでしょう。

## 5 覚せい剤（原料）など

覚せい剤および大麻は何人も輸出・輸入することはできません。また、メサドン、覚せい剤原料（塩酸エフェドリン、d1-塩酸メチルエフェドリン、塩酸セレギリン：エフピー錠）は携帯による輸出・輸入は認められていませんので、注意してください。

## 6 かぜ薬など

かぜ薬、頭痛薬、下痢止めなどの常備薬を個人的に携帯することには問題ありません。ただし下記の場合、一部税関で問題になることがありますので、治療上欠かせない医薬品を大量に持参する場合は、あらかじめ入国先の在日大使館などにといあわせる必要があります。

- ① 営利目的と勘違いされるような大量の医薬品
- ② その国で使用が禁止されている医薬品や管理の厳しい医薬品（麻薬、睡眠薬など）

## 7 おわりに

海外旅行に出かける中高年が増えているのに伴い、持病のための薬を携帯するケースも多くなっています。また残念ながら旅先で病気にかかることも想定されます。普段服用している医薬品を通常量携帯する場合はほとんど問題になることはありませんが、可能な限り、医師が発行した英語の証明書（薬剤の一般名、剤形、含有量、疾患名、アレルギー歴など）を持参すれば、出入国時の無用なトラブルもなく安心して海外旅行を楽しめるでしょう。

### 参考資料等

麻薬・向精神薬・覚せい剤管理ハンドブック 第7版、じほう、2001

工藤正樹：海外への薬剤の携帯、治療学、38、3、2004

日本旅行医学会ホームページ <http://www.jstm.gr.jp/>

表 出入国時に手続きが不要な医療用向精神薬の上限量（日本の場合）

成分名	上限量	国内発売の主な商品名	成分名	上限量	国内発売の主な商品名
<b>第1種向精神薬</b>			<b>第3種向精神薬（つづき）</b>		
セコバルピタール	6g	アイオナールNa注	ニメタゼパム	150mg	エリミン
フェネチリン	3g	-	ベモリン	6g	ベタミナン
フェンメトラジン	2.25g	-	フェノバルピタール	6g	フェノバル* ワコピタール
メクロカロン	9g	-	メチルフェノバルピタール	12g	-
メチルフェニデート	1.8g	リタリン	セクブタバルピタール	3.6g	-
ジベプロール	9g	-	ロラゼパム	90mg	ワイバックス
<b>第2種向精神薬</b>			デロラゼパム	180mg	-
ブタルピタール	4.5g	-	トリアゾラム	15mg	ハルシオン
アモバルピタール	9g	イソミタール アモバルピタールNa注	プラゼパム	600mg	セダブラン
ブプレノルフィン	36mg	レベタン*	クロラゼパ酸	900mg	メンドン
カチン	1.5g	-	オキサゼパム	2.7g	-
ペンタゾシン	18g	ソセゴン* ペンタジン*	カマゼパム	1.8g	-
グルテチミド	15g	-	ノルダゼパム	450mg	-
ペントバルピタール	4.5g	ラボナ ネンブタール注	ジアゼパム	1.2g	セルシン* ホリゾン* ダイアップ
シクロバルピタール	6.75g	-	ハラゼパム	4.8g	-
フルニトラゼパム	60mg	サイレース* ロヒプノール*	マジンドール	90mg	サノレックス
<b>第3種向精神薬</b>			ロブラゾラム	60mg	-
アミノレクス	300mg	-	ロフラゼパ酸エチル	60mg	メイラックス
エチナメート	30g	-	フルジアゼパム	22.5mg	エリスパン
フェンカンファミン	1.8g	-	メフェノレクス	1.41g	-
エチランフェタミン	1.8g	-	アルプラゾラム	72mg	コンスタン ソラナックス
エスクロルピノール	22.5g	-	アロバルピタール	3g	ザルソカイン#
ロルメタゼパム	60mg	ロラメット エバミール	バルピタール	18g	バルピタール
クロキサゾラム	360mg	セバゾン	ニトラゼパム	450mg	ネルボン ベンザリン
フルラゼパム	900mg	インスミン	ピブラドロール	180mg	-
テトラゼパム	12g	-	プロピルヘキセドリン	2.25g	-
ケタゾラム	1.8g	-	フェンジメトラジン	3.15g	-
テマゼパム	900mg	-	ゾルピデム	300mg	マイスリー
ピナゼパム	600mg	-	ブトバルピタール	6g	-
メダゼパム	900mg	レスミット	プロマゼパム	450mg	レキソタン セニラン
オキサゾラム	1.8g	セレナール	ベンツフェタミン	1.5g	-
クロチアゼパム	900mg	リーゼ	メソカルブ	900mg	-
クロナゼパム	180mg	リボトリール ランドセン	メプロバメート	18g	-
エスタゾラム	120mg	ユーロジン	レフェタミシ	3g	-
クアゼパム	900mg	ドラール	フェンテルミン	1.125g	-
ミダゾラム	450mg	ドルミカム注	ピロバレロン	2.4g	-
クロルジアゼポキシド	1.8g	コントロール バランス	プロチゾラム	15mg	レンドルミン
クロバザム	2.4g	マイスタン	ハロキサゾラム	300mg	ソメリン
アンフェプラモン	2.25g	-	フェンプロレクス	360mg	-
メチプリロン	12g	-	ビニルピタール	4.5g	-

商品名は主な物を上げたが、配合剤としての発売もある - ; 保険薬として発売されていないもの  
 ので注意が必要である。 \* ; 注射剤もあり  
 # ; 配合剤